

第5章 配慮書に対する意見及び事業者の見解

5.1 配慮書の公告・縦覧

山形県環境影響評価条例第4条の規定に基づき、下記のとおり公告及び縦覧を行った。

公告年月日	令和3年1月15日（金）
公告の方法	山形市、上山市の広報誌への掲載 山形市役所庁舎、コミュニティセンター前掲示板 山形市ホームページへの記載 上野地区（山形市）住民へちらし回覧
縦覧期間	令和3年1月18日（月）から令和3年2月17日（水）まで
縦覧時間	土曜・日曜・祝祭日を除く 8時30分から17時15分まで
縦覧場所	山形市役所10階廃棄物指導課（山形市） 上野最終処分場（山形市） 上山市役所1階市民生活課（上山市） 山形市ホームページ
意見書提出期限	令和3年1月18日（月）から令和3年2月17日（水）まで
意見書の提出方法	山形市へ郵送・持参・メール

5.2 配慮書に対する意見書の意見の概要

配慮書に対する意見書は提出されなかった。

5.3 配慮書に対する知事の意見

「山形県環境影響評価条例」（平成11年 山形県条例第29号）第4条の8に基づく山形県知事の意見（令和3年3月25日）は、以下のとおりである。

1. 全般的事項

(1) 総論

- ① 事業を進めるにあたっては、地域住民や団体等へ積極的な情報提供や丁寧な説明を行うとともに、事業に係る意見や要望等には真摯に対応し、地域住民との相互理解のもとで事業を実施すること。
- ② 方法書の作成にあたっては、現況との対比を行うなど、事業計画の全体像が理解しやすいよう丁寧に作成するとともに、数値等の誤りや記載漏れが無いよう留意すること。

(2) 事業計画について

- ① 周辺の既存処分場との累積的な影響については、評価項目ごとに考え方を整理のうえ、調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討すること。
また、環境への影響予測にあたっては、可能な限り定量的な手法を用いるとともに、最新の知見及びデータを使用すること。

- ② 工事中の交通量増加による地域住民への環境影響の回避、低減が図られるよう、事業計画に際しては十分な調査、予測及び評価を行うこと。
- ③ 事業実施想定区域周辺は、火山砕屑物が堆積した脆い土質であり、酢川の溪岸浸食や埋立量の増加による、地すべりの可能性が懸念される。
また、砂防指定地が事業実施想定区域及びその周辺、地すべり防止区域が事業実施想定区域周辺に所在することから、事業計画に際しては十分な調査、予測及び評価を行うこと。

2. 個別事項

(1) 大気、水、土壌、その他の環境について

事業実施想定区域及び周辺の生活環境への影響を回避又は低減するため、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭に関する環境対策に取り組むとともに、具体的な対策内容を地域住民に対して十分に説明を行うこと。

また、事業実施想定区域周辺における地下水等の利用状況を確認のうえ、利用者には事業に係る情報を適宜提供すること。

(2) 植物、動物及び生態系について

事業実施想定区域内の動植物については、現地調査等により現状を把握するとともに、事業実施に伴うカラス等の鳥獣被害対策の検討を行うこと。

(3) 景観、ふれあい活動の場、地域及び文化について

事業実施想定区域の近隣には、蔵王国定公園等の自然景観資源や多くの人が利用するレクリエーション施設、地域文化の場が所在することから、事業計画に際しては自然景観や文化的景観及び観光資源に配慮した環境保全措置を検討すること。

5.4 配慮書に対する意見についての事業者の見解

環境の保全の見地からの山形県知事の意見についての事業者の見解を表 5-1 に示す。

表 5-1(1) 山形県知事意見に対する事業者の見解

知事意見	事業者の見解	評価書ページ
<p>1 全般的事項 (1) 総論</p> <p>① 事業を進めるにあたっては、地域住民や団体等へ積極的な情報提供や丁寧な説明を行うとともに、事業に係る意見や要望等には真摯に対応し、地域住民との相互理解のもとで事業を実施すること。</p>	<p>地域住民と山形市において設けている協議会等を通じ、丁寧に情報提供や説明を行います。</p> <p>また、事業に係る意見や要望等には真摯に対応し、地域住民との相互理解のもとで事業を実施いたします。</p>	—
<p>② 方法書の作成にあたっては、現況との対比を行うなど、事業計画の全体像が理解しやすいよう丁寧に作成するとともに、数値等の誤りや記載漏れが無いよう留意すること。</p>	<p>現況と計画を比較しやすいように、現況及び計画の全体像を示すように努めます。</p> <p>また、数値等について、誤りや記入漏れの内容に留意いたします。</p>	P2. 1-1～P2. 3-1 第 2 章 事業の目的及び内容
<p>(2) 事業計画について</p> <p>① 周辺の既存処分場との累積的な影響については、評価項目ごとに考え方を整理のうえ、調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討すること。</p> <p>また、環境への影響予測にあたっては、可能な限り定量的な手法を用いるとともに、最新の知見及びデータを使用すること。</p>	<p>周辺の既存処分場との累積的な影響については、周辺処分場が稼働している中で現地調査を実施することから、現地調査結果には累積的な影響が内包されるものと判断しております。</p> <p>なお、調査、予測及び評価にあたっては、事前に評価項目ごとに考え方を整理します。</p> <p>また、環境への影響予測にあたっては、可能な限り定量的な手法を用いるとともに、入手可能な範囲で最新の知見及びデータを使用します。</p>	—
<p>② 工事中の交通量増加による地域住民への環境影響の回避、低減が図られるよう、事業計画に際しては十分な調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>工事中の交通量の増加による周辺への影響については、工事車両の走行ルートを基に、必要十分な調査、予測及び評価を行います。</p>	P10. 1-1～P10. 1-100 10. 1. 1 大気質 10. 1. 2 騒音 10. 1. 3 振動
<p>③ 事業実施想定区域周辺は、火山砕屑物が堆積した脆い土質であり、酢川の溪岸浸食や埋立量の増加による、地すべりの可能性が懸念される。</p> <p>また、砂防指定地が事業実施想定区域及びその周辺、地すべり防止区域が事業実施想定区域周辺に所在することから、事業計画に際しては十分な調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>環境要素の区分のうち、地形及び地質に土地の安定性を追記し、予測及び評価を行います。</p> <p>なお、安定性については、既往調査及び現在実施中の基本設計において調査していることから、その内容を整理します。また、整理の結果を検討し、必要に応じ補足調査等を実施して、予測及び評価を行います。</p>	P10. 3-1～P10. 3-33 10. 3. 1 地形及び地質

表 5-1(2) 山形県知事意見に対する事業者の見解

知事意見	事業者の見解	評価書ページ
<p>2 個別事項</p> <p>(1) 大気、水、土壌、その他の環境について</p> <p>事業実施想定区域及び周辺の生活環境への影響を回避又は低減するため、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭に関する環境対策に取り組むとともに、具体的な対策内容を地域住民に対して十分に説明を行うこと。</p> <p>また、事業実施想定区域周辺における地下水等の利用状況を確認のうえ、利用者には事業に係る情報を適宜提供すること。</p>	<p>大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭に関する環境対策については、今後の評価書における結果を基に、環境対策に必要な応じ取り組むとともに、地元と山形市で設置している協議会等を通じ、説明を行います。</p> <p>また、地下水の利用状況については公表されている資料がないことから、関係部署に聞き取り調査を行い、利用者等が判明した場合には、必要に応じ事業に係る情報を提供することを検討いたします。</p>	<p>—</p>
<p>(2) 植物、動物及び生態系について</p> <p>事業実施想定区域内の動植物については、現地調査等により現状を把握するとともに、事業実施に伴うカラス等の鳥獣被害対策の検討を行うこと。</p>	<p>動植物の現地調査は、四季を通じ対象事業実施区域及びその周囲における現況を把握できるように実施します。</p> <p>また、カラス等の鳥獣被害対策については必要に応じ、環境保全措置にて検討いたします。</p>	<p>P10.4-1～P10.5-149</p> <p>10.4 植物</p> <p>10.5 動物</p> <p>P11-96</p> <p>11.3.3 カラス等の鳥獣被害対策検討の経緯及びその方法</p>
<p>(3) 景観、ふれあい活動の場、地域及び文化について</p> <p>事業実施想定区域の近隣には、蔵王国定公園等の自然景観資源や多くの人が利用するレクリエーション施設、地域文化の場が所在することから、事業計画に際しては自然景観や文化的景観及び観光資源に配慮した環境保全措置を検討すること。</p>	<p>事業計画に際しては、文献及び現地調査結果を鑑み、必要に応じ、自然景観や文化的景観及び観光資源に配慮した環境保全措置を検討します。</p>	<p>P10-6</p> <p>10.2.8 景観</p> <p>10.2.9 ふれあい活動の場</p> <p>10.2.10 地域及び文化</p>